

大井町工事等指名業者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大井町工事等指名業者選定基準に基づき、大井町が発注する工事等(以下「工事等」という。)の指名競争入札及び随意契約における業者の選定について、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 業者の選定を行うため、大井町工事等指名業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる職にある者を委員として組織する。

- (1) 副町長
- (2) 企画財政課長
- (3) 生活環境課長
- (4) 都市整備課長
- (5) 教育総務課長

2 委員長には副町長を、副委員長には企画財政課長をもって充てる。

3 委員長は、会務を整理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在のときはその職務を代理する。

(会議の招集等)

第4条 委員会は、委員長がこれを招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことはできない。

3 委員会の議事は、出席委員の一致をもって決することを原則とし、一致をみないときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ関係のある職員の出席を求めその意見を聞くことができる。

(業者の選定)

第5条 工事等主管課は、一件当たりの工事等の設計金額が300万円を超える場合においては、企画財政課長は、委員長に委員会の開催を求めなければならない。ただし、急を要する等やむを得ない場合の指名選定については、回議審議とすることができる。

2 一件当たりの工事等の設計金額が300万円以下の場合は、企画財政課及び工事等主管課との協議において、入札指名業者選定書(第3号様式)を作成するものとする。

- 3 随意契約に付する工事等については、当該工事等の主管課長が委員長と協議して業者を選定し、委員長の決定により委員会審議に代えることができる。
- 4 工事等の主管課長は、当該工事等の業者選定に必要な資料を作成し、委員長に提出するものとする。
- 5 委員会の委員及び委員会に出席し、又は関係した職員は、職務上知り得た入札業者の指名選定に関する秘密を他にもらしてはならない。

(選定の結果)

第6条 委員長は、指名選定の結果を入札指名業者選定結果報告書（第4号様式）により、町長に報告し、その承認を受けなければならない。ただし、随意契約に付する工事等については、報告書の省略ができるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(準用規定)

第8条 第2条から第6条までの規定は、物品の購入について準用する。

附 則

- 1 この要領は、平成13年11月1日から施行する。
- 2 大井町競争入札指名業者選定要領は、廃止する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。ただし、令和3年度以後の年度分について適用し、令和2年度分については、なお従前の例による。

大井町工事等指名業者選定基準

(目的)

第1条 この基準は、大井町契約規則(昭和41年大井町規則第3号)に定めがあるもののほか、大井町が発注する工事等（以下「工事等」という。）の指名競争入札及び随意契約における業者の選定について、必要な事項を定め厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

(業者の選定)

第2条 契約担当者が業者の選定を行う場合は、大井町工事等指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

(選定の基準)

第3条 委員会において業者を選定するときは、契約の種類に応じて最も適格な者を選定することとし、次の各号に留意するものとする。

- (1) 別表第1に定める等級格付
- (2) 当該工事等に対する地理的条件
- (3) 当該工事等についての技術的適性及び施工能力
- (4) 指名停止の状況
- (5) 不誠実な行為の有無
- (6) 経営及び信用の状況
- (7) 指名の状況
- (8) 手持工事の状況
- (9) 工事等の施工成績
- (10) 安全管理及び労働福祉の状況
- (11) 特定建設業許可の有無
- (12) 関係法令等に対する違背の状況
- (13) その他町長が必要と認める要件

(選定業者数)

第4条 選定業者数は、発注金額に応じて次表の区分によるものとする。ただし、工事等の種類、特殊性等からこの区分により難しい場合は、当該工事等の実情に応じた扱いを行うことができる。

(指名競争入札)

工 事 等 請 負 設 計 金 額	選 定 業 者 数
1 千万円未満	5 以上
1 千万円以上 3 千万円未満	6 以上
3 千万円以上 5 千万円未満	7 以上
5 千万円以上 1 億 5 千万円未満	9 以上
1 億 5 千万円以上 3 億円未満	1 0 以上
3 億円以上	1 2 以上

(随意契約)

区 分	選 定 業 者 数
見積合せによるもの	5 未満
技術競争によるもの	3 ～ 1 0

(適用除外)

第 5 条 災害の応急工事等で特に緊急を要する工事及び設計金額が 5 0 万円以下の工事等については、この基準を適用しないことができる。

(その他)

第 6 条 意向尊重型指名競争入札の実施にあたっての固有の事項については、この基準に定めるほか、神奈川県 of 公共工事に係る意向尊重型指名競争入札実施要領（平成 6 年 4 月 1 日施行）を参考とする。

附 則

この基準は、平成 1 3 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 1 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。